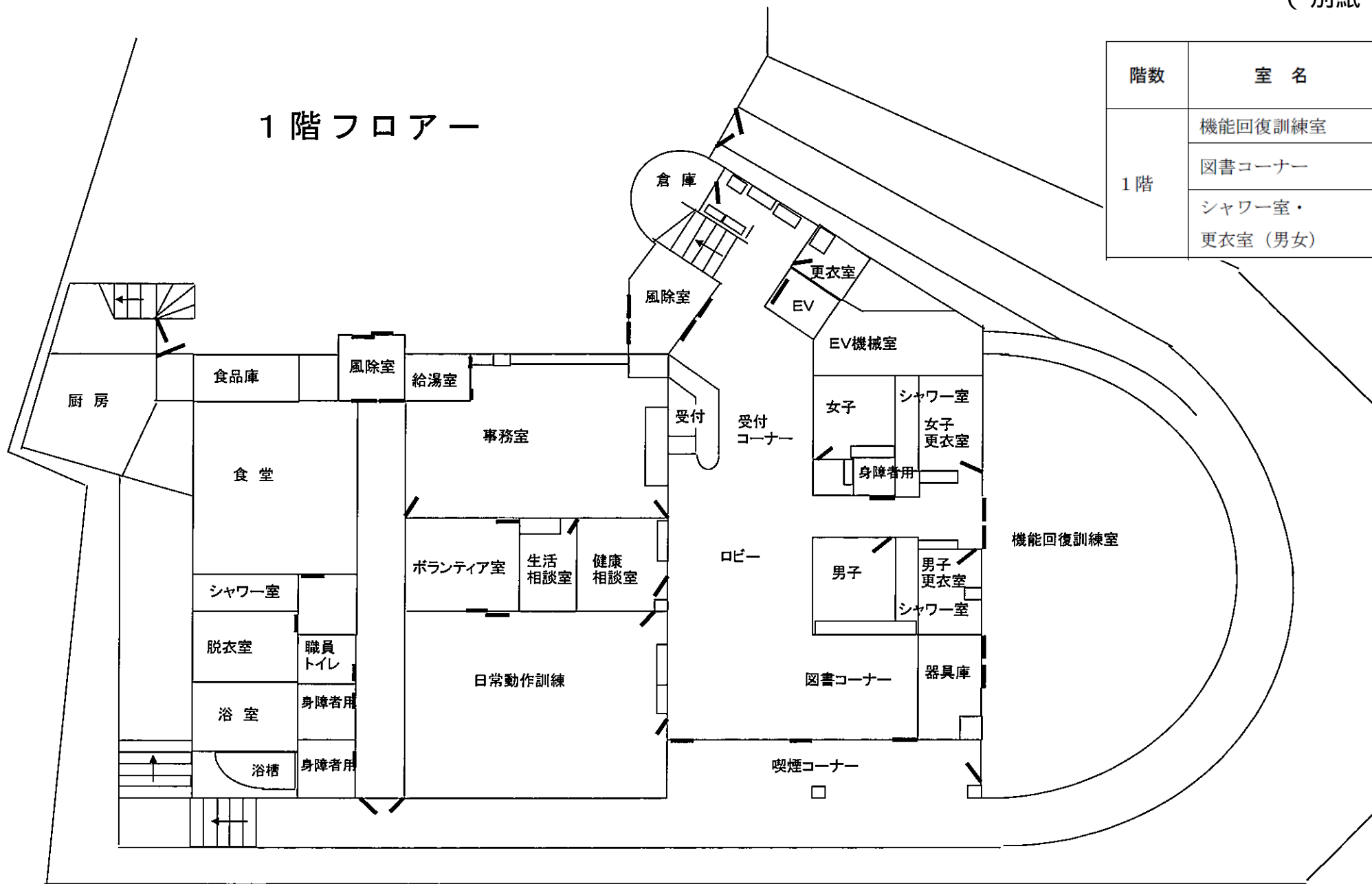
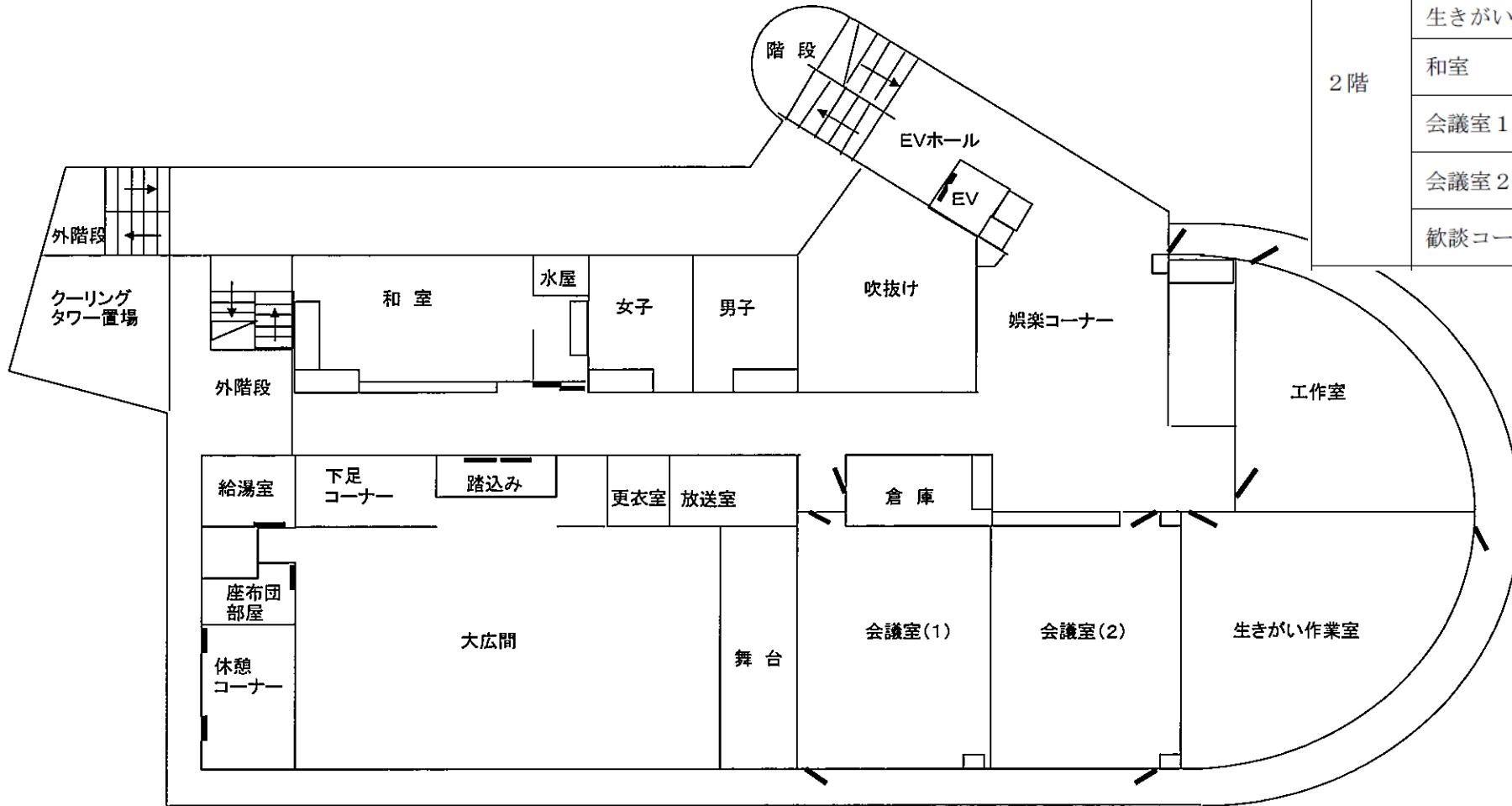


1階フロア



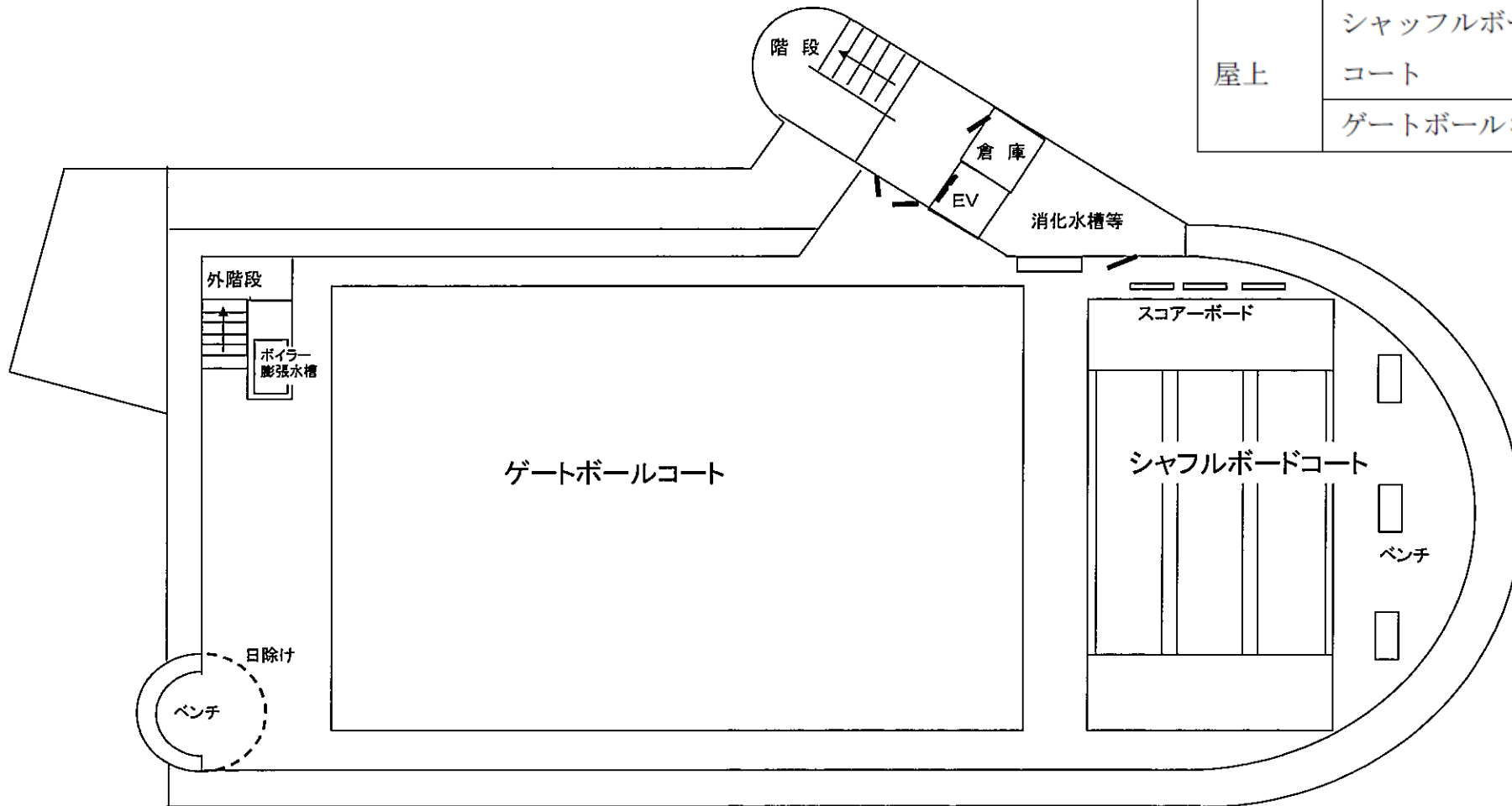
階数	室名	面積 (㎡)
1階	機能回復訓練室	122.94
	図書コーナー	—
	シャワー室・更衣室 (男女)	26.59

2階フロア



階数	室名	面積 (㎡)
2階	大広間	133.44
	工作室	46.00
	生きたい作業室	63.66
	和室	32.46
	会議室 1	53.19
	会議室 2	57.67
	憩談コーナー	54.00

屋 上



階数	室名	面積 (m ²)
屋上	シャフルボード コート	374.00
	ゲートボールコート	128.00

※ゲートボールコートは現在使用されていません。

■ 指定管理業務及び自主事業の分類

(別紙2)

業務の区分	施設目的との関係	事業の種類	必要な手続	具体例	根拠法令
指定管理業務	設置目的内 ・高齢者の健康増進・生きがいづくりに係る内容	指定管理事業	指定管理者制度に基づく	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者向け企画事業 ・初心者を対象とした原則6か月間に渡る連続講座である「趣味の教室」とそれ以外の事業で、概ね半年で15種類以上実施する講座・イベント等 ・開館時間内の多世代交流イベントなど60歳未満の方も参加するイベント ※60歳以上の参加費は無料または実費相当 	横浜市老人福祉施設条例
指定管理業務の範囲外		設置目的外 ・60歳未満の方も利用可能	自主事業 (A型) ※開館時間を延長しておこなう事業は、横浜市老人福祉施設条例施行規則で定める区長権限事項のため、区長の承認を得たうえで、指定管理業務として取扱います。	利用許可等	<ul style="list-style-type: none"> ・開館時間外の高齢者向け教室・イベントなど ・開館時間外の高齢者への貸室 ・開館時間内外問わず多世代交流イベントなど60歳未満の方も参加するイベント ※利用料を徴収するかどうかは指定管理者の判断 (提案する事業の趣旨に照らして判断)
	自主事業 (B型)		目的外使用許可	<ul style="list-style-type: none"> ・キッチンカー等の物販 ・60歳未満の方への貸室 ・高齢者が参加しない教室・イベントなど 	横浜市公有財産規則